

【目次】

第151項	瀬戸内海	播磨灘西部、牛窓港南西方	水路測量
第152項	瀬戸内海	高松港北東方、大島西岸	暗岩存在
第153項	瀬戸内海	水島港	磁気探査作業
第154項	瀬戸内海	水島港	掘下げ作業等
第155項	瀬戸内海	笠岡港及び付近	水路測量
第156項	瀬戸内海	黒土瀬戸、高島北岸	防波堤存在等
第157項	瀬戸内海	燧灘、四阪島南東方	灯浮標復旧
第158項	瀬戸内海	広島湾	海底調査
第159項	瀬戸内海	岩国港、第2区	灯付浮標設置
第160項	瀬戸内海	広島湾、柱島西方	海上訓練
第161項	瀬戸内海	大島瀬戸、小松港	浮棧橋設置等
お知らせ	G7広島サミット開催に伴う海上警備に関するお願い		

◎ この通報の位置情報は「世界測地系WGS-84」です。

◎ この通報はインターネット、電子メール（インターネットで登録）で配信しています。

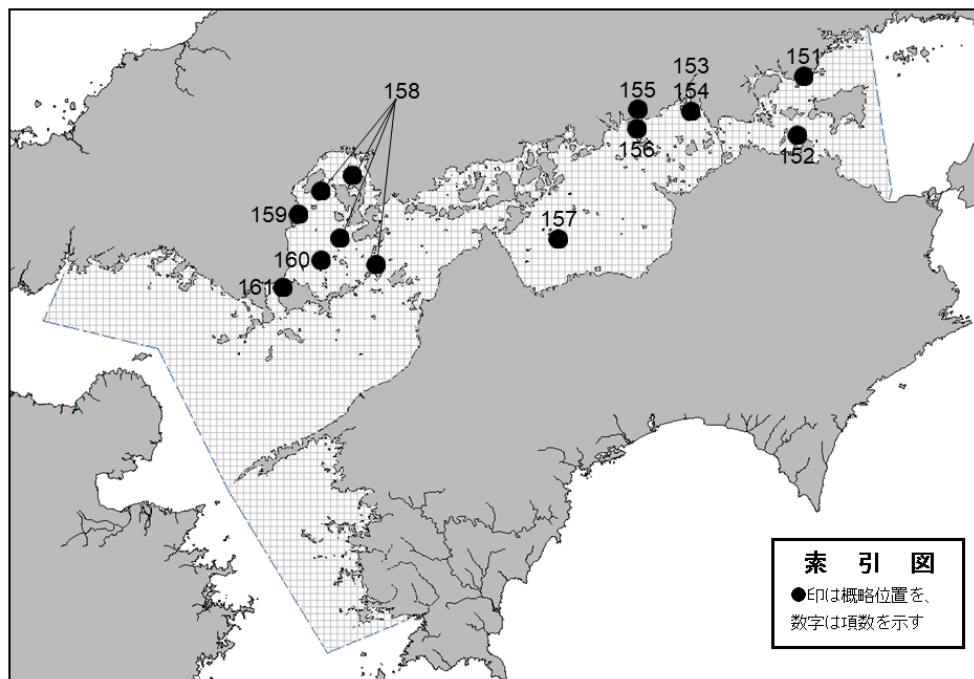
また、航行警報もインターネットで入手できます。

インターネットアドレス <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/>

◎ 情報の通知について

航海上重要な事項（航路標識の異変、航路障害物の存在等）及び水路図誌の内容と相違する事柄に気付かれた方は、第六管区海上保安本部又は海上保安部署等に連絡をお願いいたします。

◎ 水路通報に関するお問い合わせは第六管区海上保安本部[電話(082)251-5111(内線2515)]まで。



～ 海の事件・事故は 118番へ ～

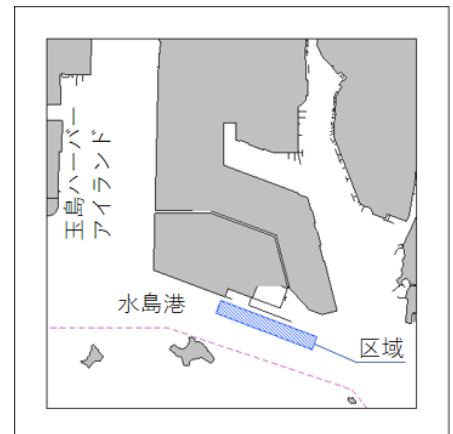
★5年151項 瀬戸内海 — 播磨灘西部、牛窓港南西方 水路測量  
 期間 令和5年4月4日～6月30日の内2日間  
 位置 34-35-39N 134-07-24E 付近  
 備考 作業船は「白紅白」の燕尾旗を掲揚  
 海図 W1114  
 出所 第六管区海上保安本部



★5年152項 瀬戸内海 — 高松港北東方、大島西岸 暗岩存在  
 位置 34-24-40.1N 134-06-05.2E  
 海図 W137A-JP137A  
 出所 第六管区海上保安本部



★5年153項 瀬戸内海 — 水島港 磁気探査作業  
 期間 令和5年4月17日～5月21日(予備日22日～31日)の日出～日没  
 区域 4地点により囲まれる区域  
 (1) 34-27-58N 133-44-21E  
 (2) 34-27-49N 133-44-17E  
 (3) 34-28-13N 133-43-03E  
 (4) 34-28-21N 133-43-06E  
 備考 (1) 作業船は調査台船をえい航する(えい航長約57m)  
 (2) 潜水作業を伴う  
 (3) 警戒船を配置  
 海図 W1127A-JP1127A  
 出所 水島港長



★5年154項 瀬戸内海 — 水島港 掘下げ作業等  
 期間 令和5年4月17日～5月31日(予備日を含む)の日出～日没

1. 掘下げ作業

区域1 6地点により囲まれる区域

- (1) 34-28-44N 133-41-55E
- (2) 34-28-38N 133-41-57E
- (3) 34-28-43N 133-41-40E
- (4) 34-28-48N 133-41-36E
- (5) 34-28-53N 133-41-38E
- (6) 34-28-46N 133-41-48E

- 備考 (1) 作業はグラブ浚渫船(スパッド式)で実施  
 (2) 長さ143m以上の船舶が通航する場合は、当該船舶の1L以上の通航幅を確保する  
 (3) 警戒船を配置

2. 揚土作業

区域2 5地点を結ぶ線及び陸岸で囲まれる区域

- (1) 34-29-22N 133-41-00E
- (2) 34-29-22N 133-41-05E
- (3) 34-29-08N 133-40-58E
- (4) 34-29-08N 133-40-42E
- (5) 34-29-15N 133-40-42E

- 備考 (1) 区域内に排砂管及び作業船が設置され、排砂管を黄色灯付浮標で表示  
 (2) 作業船のアンカー位置に黄色灯付浮標を設置

海図 W1127B-JP1127B  
 出所 水島港長



★5年155項 瀬戸内海 — 笠岡港及び付近 水路測量

六管区水路通報5年11号130項関連

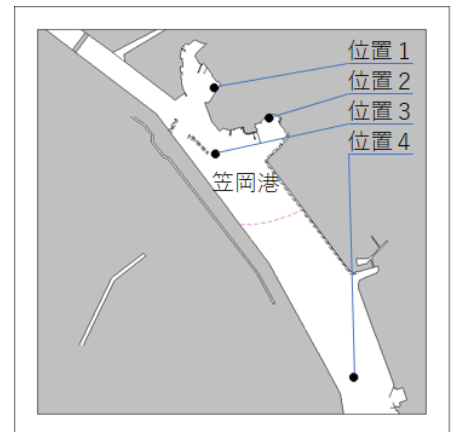
期間 令和5年4月20日～5月20日の内3日間

- 位置1 34-30-07N 133-30-15E 付近
- 位置2 34-30-00N 133-30-30E 付近
- 位置3 34-29-51N 133-30-15E 付近
- 位置4 34-28-59N 133-30-54E 付近

備考 作業船は「白紅白」の燕尾旗を掲揚

海図 W1119

出所 第六管区海上保安本部



★5年156項 瀬戸内海 — 黒土瀬戸、高島北岸 防波堤存在等

1. 防波堤存在

区 域 2地点を結ぶ線を中心とした幅約4mの区域

(1) 34-25-55.1N 133-30-05.9E

(2) 34-25-53.3N 133-30-05.1E

2. 簡易灯存在

位 置 34-25-55.1N 133-30-05.9E(上記防波堤北端)、  
赤色灯(3秒1閃光)

海 図 W1119-W137B-JP137B-W1118-  
W153-JP153

出 所 第六管区海上保安本部



★5年157項 瀬戸内海 — 燧灘、四阪島南東方 灯浮標復旧

六管区水路通報5年9号110項削除

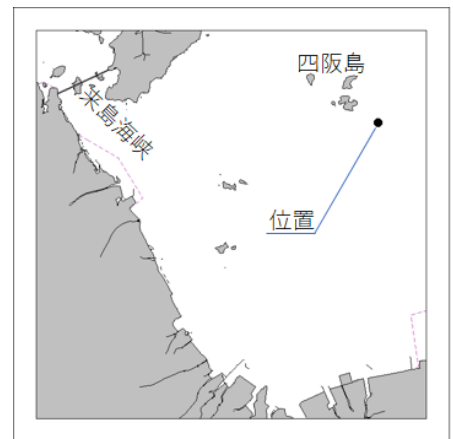
名 称 バンダイ磯南東灯浮標

位 置 34-05.7N 133-12.4E

海 図 W1128-W153-JP153

参照書誌 411 4563番

出 所 今治海上保安部



★5年158項 瀬戸内海 — 広島湾 海底調査

期間 令和5年4月10日0700～12日2400

区域 14地点により囲まれる区域

- (1) 34-18.4N 132-29.1E
- (2) 34-16.6N 132-24.2E
- (3) 34-14.8N 132-20.0E
- (4) 34-10.9N 132-20.0E
- (5) 34-01.1N 132-28.0E
- (6) 34-00.9N 132-31.6E
- (7) 34-00.1N 132-35.0E
- (8) 33-59.9N 132-34.9E
- (9) 34-00.7N 132-31.5E
- (10) 34-00.9N 132-27.9E
- (11) 34-10.8N 132-19.7E
- (12) 34-15.0N 132-19.7E
- (13) 34-16.9N 132-24.0E
- (14) 34-18.6N 132-29.0E

- 備考 (1) 海上自衛隊による調査  
 (2) 水中無人機を使用する  
 (3) 採泥作業を伴う

海図 W1112A-JP1112A-W1112B-JP1112B-  
 W113-W1131-W141-JP141-W142-  
 JP142-W1108-JP1108

出所 第六管区海上保安本部



★5年159項 瀬戸内海 — 岩国港、第2区 灯付浮標設置

位置1 34-10-08N 132-14-45E

位置2 34-10-05N 132-14-46E

位置3 34-10-02N 132-14-46E

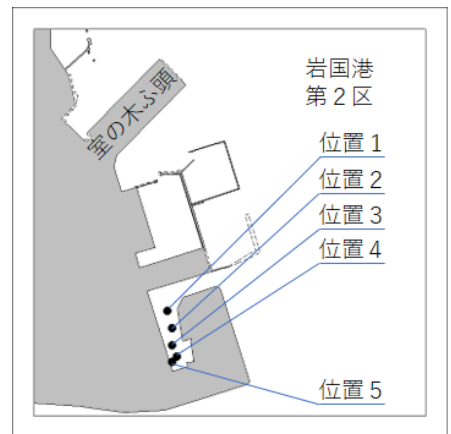
位置4 34-10-00N 132-14-47E

位置5 34-09-59N 132-14-46E

備考 黄色灯付黄色塗円すい形浮標(4秒1閃光)

海図 W1136

出所 広島海上保安部



★5年160項 瀬戸内海 — 広島湾、柱島西方 海上訓練

期間 令和5年4月17日～19日の0600～1900

1. 水中無人機の運用訓練

区域1 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-04.0N 132-22.5E
- (2) 34-02.0N 132-22.5E
- (3) 34-02.0N 132-20.0E
- (4) 34-04.0N 132-20.0E

2. 航空機による搜索訓練

区域2 4地点により囲まれる区域

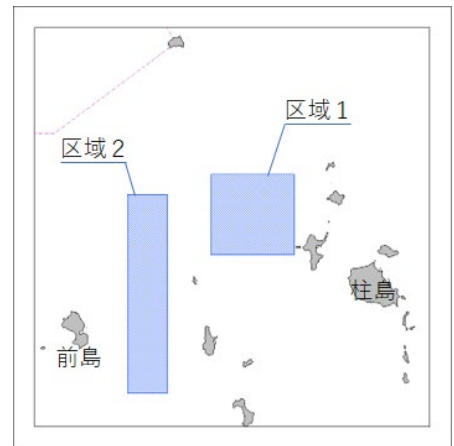
- (1) 34-03.5N 132-18.7E
- (2) 33-58.6N 132-18.7E
- (3) 33-58.6N 132-17.5E
- (4) 34-03.5N 132-17.5E

備考 (1) 海上自衛隊による訓練

(2) 潜水作業を伴う

海図 W142-JP142-W1102-JP1102-W1108-JP1108

出所 第六管区海上保安本部



★5年161項 瀬戸内海 — 大島瀬戸、小松港 浮棧橋設置等

六管区水路通報5年10号124項削除

1. 浮棧橋設置

区域1 2地点を結ぶ線を中心とする幅約9mの区域

- (1) 33-56-26.0N 132-11-15.6E
- (2) 33-56-23.7N 132-11-14.6E

2. 渡橋設置

区域2 2地点を結ぶ線を中心とする幅約5mの区域

- (1) 33-56-25.0N 132-11-15.1E
- (2) 33-56-25.2N 132-11-16.3E(既設棧橋角)

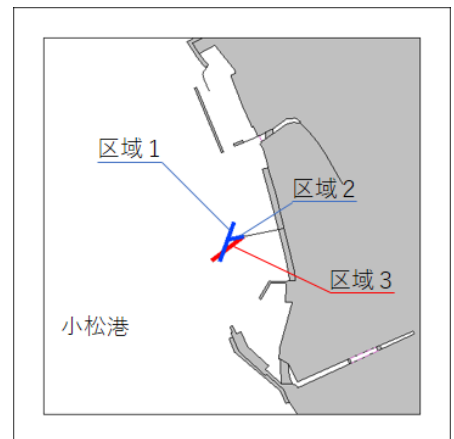
3. 浮棧橋等撤去

区域3 2地点を結ぶ線上

- (1) 33-56-23.7N 132-11-14.0E
- (2) 33-56-25.2N 132-11-16.3E(既設棧橋角)

海図 W152-W163

出所 第六管区海上保安本部



## 事前通報・航行自粛にご協力をお願いします！

グランドプリンスホテル広島(広島市南区元宇品町所在)周辺  
海域・河口部周辺海域において、**海上警備を強化**します。

警備上の必要性から、**立入検査、職務質問等を実施する場合があります**ので、ご協力をお願いします。

特に厳重な警備を行いますので、下記期間中、**広島湾を航行予定の船舶**は、**以下の3点**についてご理解とご協力をお願いいたします。

### ① 航行予定の事前の通報(事前通報)

5月15日(月)～5月22日(月)サミット関連行事終了までの間、**広島港(事前通報対象海域)**を航行する予定の船舶は、

- ☑ 航行予定日の前日正午までに
- ☑ 事前通報用紙に必要事項をご記載のうえ
- ☑ FAX送信 FAX番号: 082-253-8475
- ☑ メール送信 アドレス: jcg-6kokoanzen2@gxb.mlit.go.jp
- ☑ または、六本部交通部に直接持込 により

5月8日(月)から  
受付を開始します。



**航行予定の事前の通報(事前通報)**をお願いします。



- ※ 事前通報の詳細は、右のQRコードより「事前通報記入例」をご参照願います。
- ※ 事前通報が無い場合、現場海域での確認に時間を要する場合があります。

### ② 航行自粛海域における航行の自粛について

5月15日(月)～5月22日(月)サミット関連行事終了までの間、**広島港(事前通報対象海域)**を航行する予定の船舶は、**航行自粛海域**にみだりに立ち入らないようお願いします。

### ③ その他の海域における海上警備について

5月19日(金)～5月21日(日)のサミット期間中、**その他の海域**において、航行自粛を伴う海上警備を行う可能性があります。**海上警備へのご理解・ご協力をお願い致します。**

## 自主警備体制の強化にご協力をお願いします！

G7広島サミット開催に伴う海上警備にご協力を！  
～海事・漁業・マリンレジャー等の関係者の皆様へ～

G7広島サミット開催に伴うテロ等の未然防止のため、**以下の措置の徹底**をお願いします。



### ◎ 「自主警備の強化」と「船舶管理の徹底」を！

- 臨海施設(海運事業者、マリーナ、漁協等)の管理者は、**不審物・不審事象の早期発見**のため、**巡回**や**不審者の侵入防止策**、**立入禁止区域の明示**、**手荷物検査**などを講じていただくようお願いします。
- 船の盗難及び不正使用を防止するため、**施錠**、**エンジンキーの確実な保管**、**船舶貸出時の身元確認等の徹底**をお願いします。

### ◎ 不審事象を発見したら直ちに通報を！

以下のようなことがあれば、直ちに「118番」又は最寄の海上保安部署に通報をお願いします。

ご不明な点はお問い合わせください

- ・ 身元が分からない人から船を貸してくれと頼まれた。
- ・ 船が盗まれた。
- ・ 日頃見かけない船がウロウロしているなど不審な船がいる。
- ・ 挙動不審な人、危険物や不審物を所持した人がいる。
- ・ 不審物が置かれている。



第六管区海上保安本部  
(電話082-251-5111)





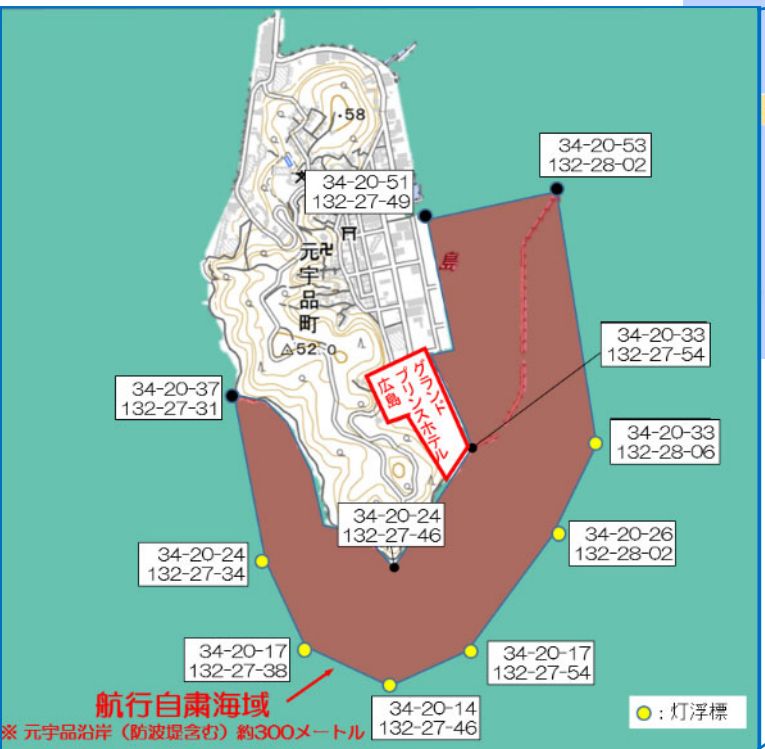
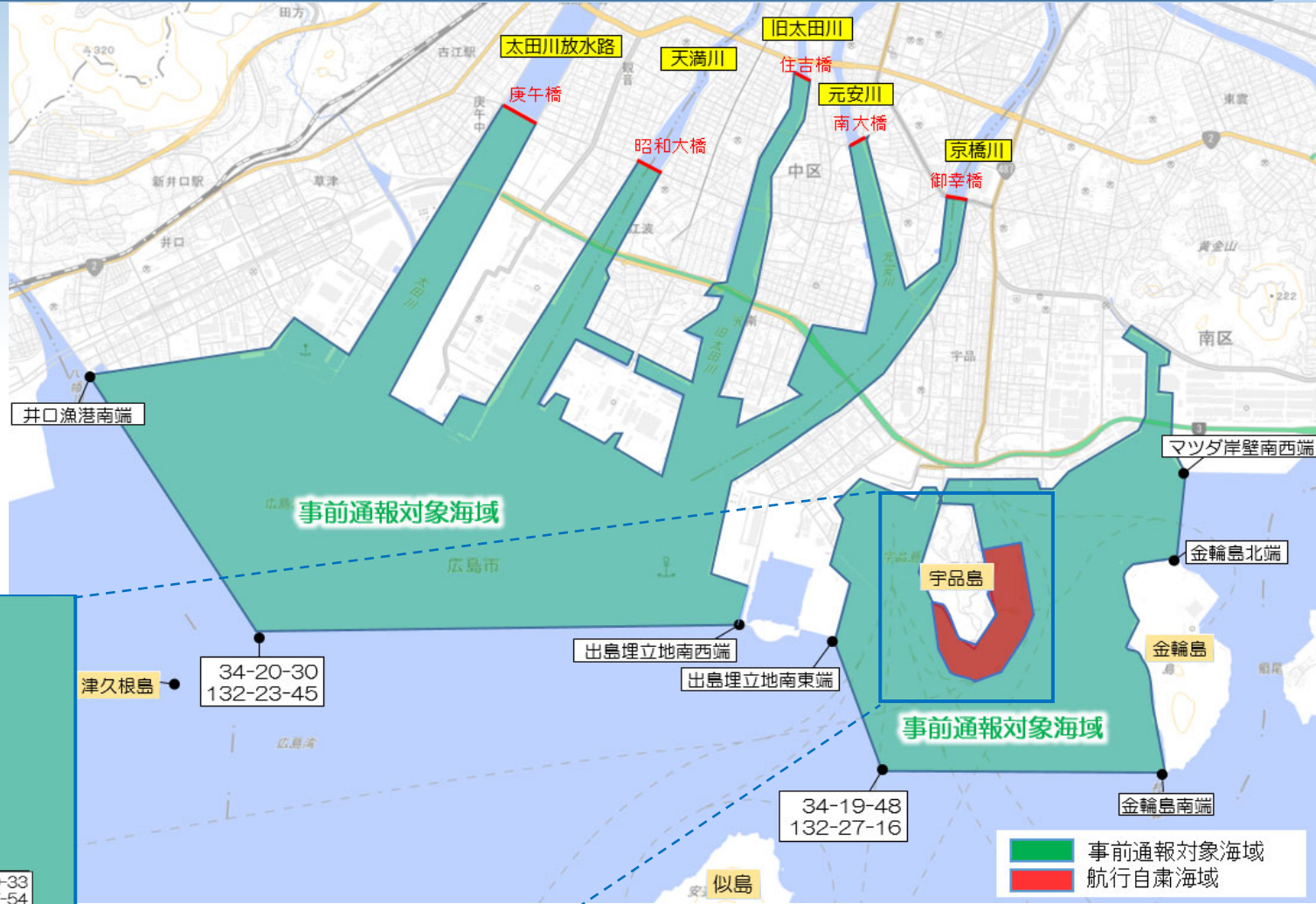
# G7広島サミット開催に伴う海上警備にご協力を！

～広島湾を航行予定の海事・漁業・マリンレジャー等の関係者の皆様へ～

5月15日(月)～22日(月)に  
事前通報対象海域を航行する  
時は、事前通報をお忘れなく！



事前通報後、識別旗の  
交付を受けることにな  
った船舶は、識別旗を  
お渡しますので、第  
六管区海上保安本部  
に取りに来ていただく  
ことになります。  
(AIS搭載船は除く)



5月15日(月)～22日(月)の間、  
航行自粛海域に  
みだりに立ち入らないでね！



その他の海域においても、航行自粛を伴う海上警備を  
行う可能性があります。  
海上警備へのご理解・ご協力をお願い致します。